

第1編 序 論

1 計画策定の趣旨

平成17年(2005年)4月1日、旧秩父市、吉田町、大滝村、荒川村が合併し新秩父市が誕生して、今年で10年が経過しようとしています。合併の際に策定した「第1次秩父市総合振興計画」についても、計画期間の最終年度を迎えました。

総合振興計画については、「地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)」において昭和44年の改正により追加された第2条第4項に、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定されており、市町村には基本構想の策定義務がありました。

しかし、平成23年、地方分権改革の取組の一つである『義務付けを撤廃する』という方針に沿って「地方自治法」が改正され、基本構想策定の義務規定が削除されました。これにより、基本構想の策定及び策定の手続きはそれぞれの市町村に委ねられることとなりました。

総合振興計画は、まちの将来目標や政策の基本方針を定めた市の最上位計画であり、市が策定する様々な計画の基本となるものです。市では、目指すべき将来像を描き、その実現に向けて実施する政策の体系と内容を示す計画は必要不可欠であると考え、引き続き総合振興計画を策定することとしました。

また、基本構想部分については、市民¹も含めた地域の総意に基づいて策定するという趣旨から、議決事項としました。

2 総合振興計画の構成

第1次秩父市総合振興計画は『基本構想 - 基本計画 - 実施計画』の体系をとっています。この体系については、第2次秩父市総合振興計画にも引き継ぎます。

この体系は、基本構想の策定が自治法により義務化された昭和44年の自治省通知『基本構想の策定要領について』において、市町村のあるべき計画体系として示され

¹ この計画では『市民』と『住民』を使い分けております。『市民』は、秩父市まちづくり条例で規定されているとおり『市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体』としています。一方『住民』は、『市内に住んでいる人』を意図しています。

たものです。

基本構想を策定することに加え、基本構想の下に基本計画、実施計画を策定しており、これらを一般的に『総合振興計画』と呼んでいます。

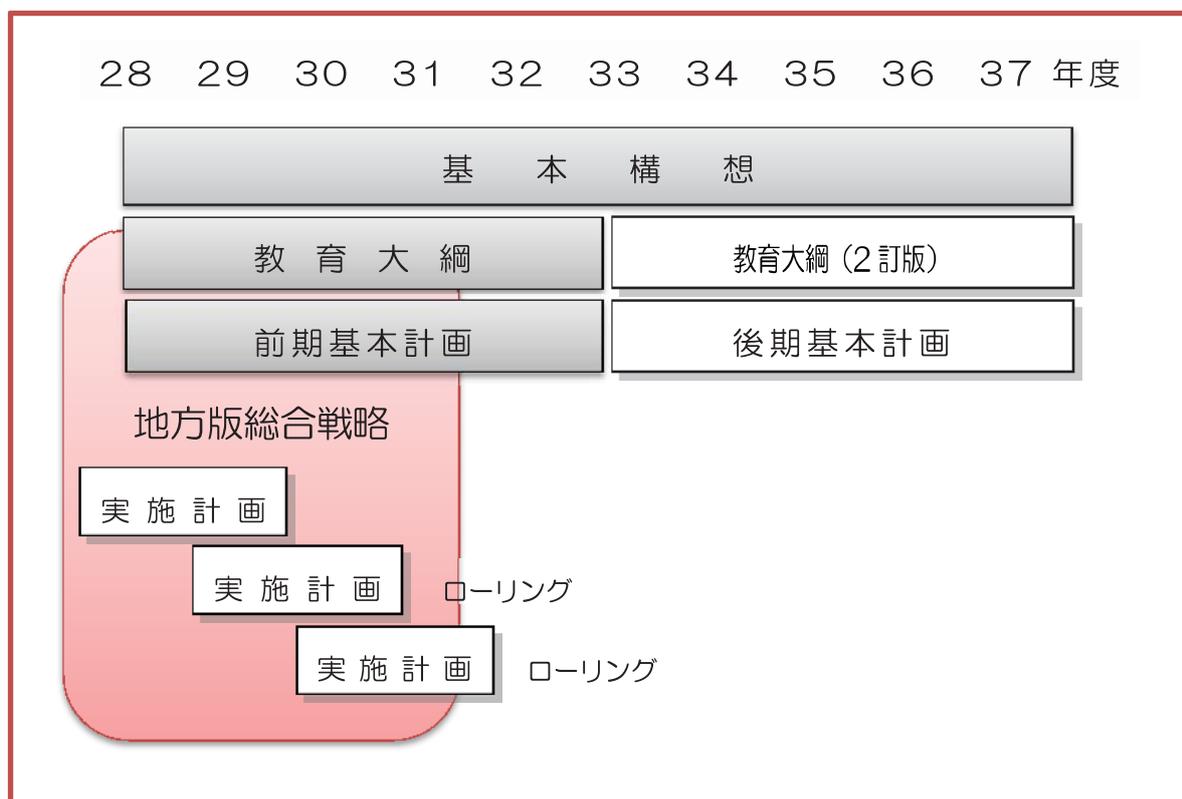
【示された計画体系】

名称	内 容	計画期間
基本構想	市町村または市町村の存する地域における将来の目標及び目標達成のための基本的施策を明らかにし、基本計画及び実施計画の基礎となるべきもの	概ね10年
基本計画	市域の将来の目標及びその目標に到達するための市町村の施策の大綱を体系づけて取りまとめたもの	概ね5年
実施計画	基本計画で定められた市町村の施策の大綱を市町村が現実の行財政の中においてどのように実施していくか明らかにするためのもの	概ね3年

出典) 財団法人国土計画協会「市町村計画策定方法研究報告」より

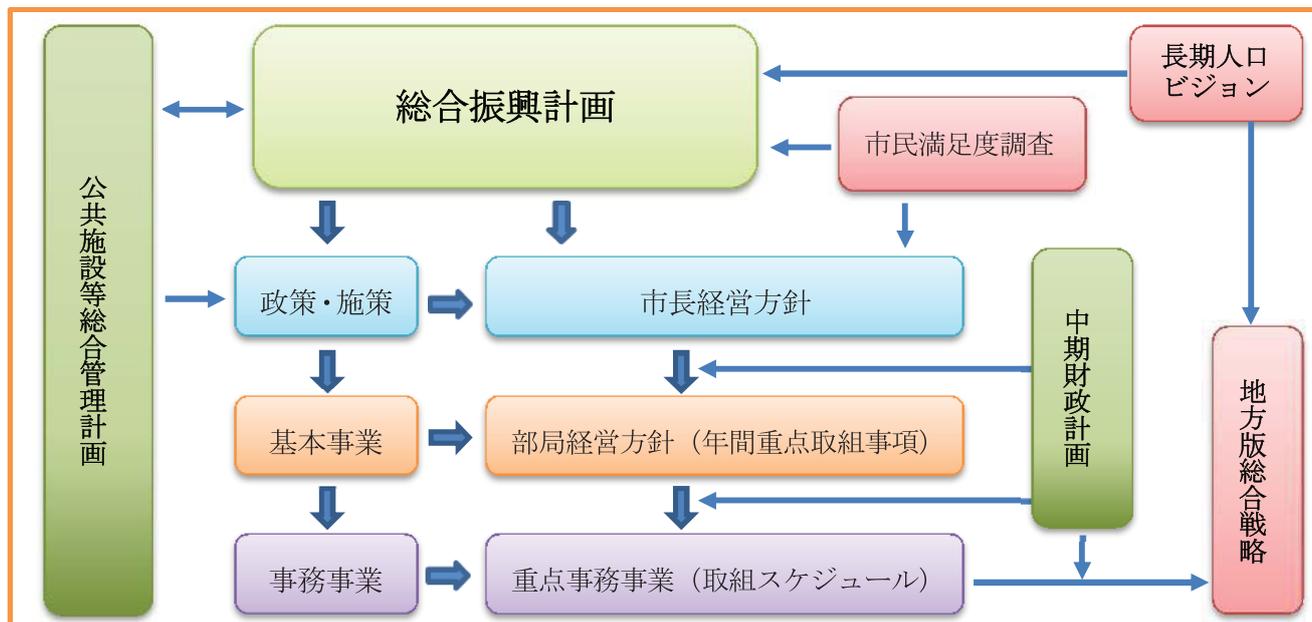
そこで、第2次秩父市総合振興計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成し、基本構想の計画期間を平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

基本計画については、平成28年度から平成32年度までの5か年を前期計画期間とし、平成32年度の見直しを経て、平成33年度から平成37年度までの5か年を後期計画期間とします。



3 政策・施策・基本事業等の関係

以下の図は、秩父市での政策決定の流れを示しています。



『総合振興計画』における政策・施策は、『市民満足度調査²』で得られた評価を参考にしながら『人口推計』を加味して決定しました。この10年間の政策（基本構想）を実現するための施策（基本計画）は5年間で見直しを行うこととしていますが、単年度ごとの重点施策は『市長経営方針』として公表していきます。

政策・施策の目的を実現するための基本事業と、基本事業を構成する事務事業については、毎年度、市長経営方針に沿った重点化を行うとともに、中期財政計画との整合性を常に念頭に置いて計画します。

地方版総合戦略については、主に事務事業の中から、国の総合戦略で示されている次の4つの基本目標を達成するための事業としてまとめます。

- 基本目標① 地方における安定した雇用を創出する
- 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

² 平成21年度から継続的に行っている住民アンケートです。詳しくは第1編『7 市民満足度調査』の項を参照してください。

また、公共施設やインフラ資産の総合的かつ計画的な管理に向け、市の基本方針を示す「秩父市公共施設等総合管理計画」を策定しています。この計画は、平成28年度から30年間の計画であり、総合振興計画とともに、市の資産に関する政策決定において根幹となるものです。

4 秩父市の概況

(1) 位置、地勢、気象

秩父市は埼玉県の北西部にあり、面積は577.83 km²で、埼玉県全体の約15%を占めています。北は群馬県、西は長野県、南は山梨県及び東京都に接し、都心まで約60～80 km圏、さいたま市までは50～70 km圏に位置し、池袋から市内中心部まで80分(西武鉄道特急)の距離にあります。

秩父地方は関東山地の東側に位置し、周囲に山岳丘陵をめぐらして盆地を形成しています。都県境には三国山、甲武信ヶ岳、雲取山など2,000m級の山岳があり、東部、北部には1,000m以下の山稜があります。本市にはこのように山地が多いため、市域の約87%は森林で、その面積は埼玉県の森林の約40%を占めています。

市域のほとんどは秩父多摩甲斐国立公園の区域や武甲・西秩父といった県立自然公園の区域に指定されており、自然環境に恵まれた地域です。また、甲武信ヶ岳に源を発する荒川が中央を流れ、秩父湖、秩父さくら湖などのダム湖を形成しています。秩父地域のダム本体はすべて市内にあります。

荒川によって市の中心部は東西に区分され、東部の平坦部分は市街地を形成し、商店街、住宅地などが集中しています。西部丘陵地帯にある平坦地は、水田など農用地が多くなっています。周辺部はほとんどが森林と農地です。

本市の気候は、太平洋側内陸性気候に属し概ね温暖ですが、盆地であるため寒暖の差が大きく最高気温は39.3℃、最低気温はマイナス15.8℃を記録したこともあり、最高気温と最低気温の気温較差は55.1℃で、全国でも有数の気温較差の大きい地域です。このほか本市の気候の特性として、年間の平均風速が1.5m/sと弱いことが挙げられます。また、山地では夏に雷雨が多く発生し降水量も多く、山岳地方では冬季にはかなりの積雪となります。

(2) 歴史とあゆみ

チチブという名は、先代旧事本紀国造本紀に「知知夫」と表記されています。奈良時代の始めには「秩父」に改まり、続日本紀に武蔵国秩父郡が郡内産出の和銅を朝廷に献上したと記述され、年号も「慶雲」から「和銅」に改元されたと伝えられています。

平安時代には秩父郡中村郷に居住した平将恒が秩父氏を名乗り、その子孫が秩父牧別当を兼ねたので下吉田に館を築き居館したといわれています。さらにその子孫は、豊島・川崎・畠山・河越・江戸・葛西の各氏等に分かれて、有力な武蔵武士となりました。

鎌倉時代には、丹党が秩父郡を勢力下に置きました。その後小田原北条氏が武蔵国に領域を拡大し鉢形城に入りましたが、豊臣秀吉への降伏、鉢形落城後、徳川家康の関東入国を期にその支配下に置かれました。家康の直轄地であった秩父郡は、江戸幕府の天領となりましたが、後に大宮郷と周辺の村が忍藩の領有地となりました。

このころには農業の傍ら絹の生産が秩父郡内のほとんどの村で始まり、「秩父絹」の名声を樹立して後の秩父織物業の発展の礎となりました。

室町時代に成立した秩父札所は、江戸時代には 34 か所となり西国・坂東と合わせ日本百番観音霊場として、多くの巡礼者が秩父を訪れるようになりました。また、秩父神社の大祭を彩る笠鉾屋台行事や吉田の棕神社大祭（龍勢祭）も、このころから始められ盛んになりました。

明治に入り廃藩置県により秩父郡は、岩鼻県と忍県の二管轄に区分されましたが、その後入間県、熊谷県に属し明治9年に埼玉県に属することになりました。

明治初期の経済不況の嵐は、山村秩父にも吹きつけました。明治16年の生糸価格の大暴落により、養蚕、製糸が主要な現金収入源であった農家は生活に困窮しました。その結果、多くの農民が借金に苦しみました。このような中、自由党员を中心に秩父困民党が結成され、明治17年吉田の棕神社で農民が蜂起した秩父事件が起きました。その後、本庄、児玉と秩父を結ぶ秩父新道の開削、秩父橋架設や熊谷、寄居と秩父を結ぶ熊谷大宮道の開発完成により、秩父郡下の近代化が促進されました。さらに、大正時代に入り上武鉄道（現秩父鉄道）が秩父まで開通し、それとともに新しい産業であるセメント産業が勃興し、織物業も拡大するなど、山村秩父が大きく発展することとなりました。

戦中戦後の混乱期を経て高度経済成長期にはセメント産業が発展し、昭和44年には西武鉄道西武秩父線が開通、飯能、所沢方面や都内への通勤通学が可能となり、観光客も増加しました。また、平成10年には国道140号雁坂トンネルが開通し、新たな道路交通網が整備され、市民生活も変化してきました。

近年、社会経済情勢の急激な変化とともに、地場産業も電子機械産業などが主力となり、少子・高齢化や人口減少、地方分権の進展、国・地方の財政状況の悪化など自治体を巡る環境も大きく変化してきました。

このような時代背景の中、平成17年4月に秩父市、吉田町、大滝村、荒川村の1市1町2村が合併し、新「秩父市」が誕生しました。

(3) 現状認識

日本の人口は平成20年をピークに減少傾向にありますが、秩父市でも平成18年4月1日に72,093人であった住民基本台帳人口³（外国人を含む。）は、平成27年4月1日現在で65,741人と、この10年で8.8%の減少となっています。

そこで、平成26年の合計特殊出生率をみると、全国1.42、埼玉県1.31であるのに対し、秩父市は1.29と平均に届かない数値です。これは10年前の平成18年の秩父市合計特殊出生率1.30を何とか維持している数値です。

一方、平成26年の65歳以上高齢者の人口に占める割合である高齢化率は、国26.0%埼玉県24.0%であるのに対して、秩父市は28.9%と高い値を示しています。これは平成18年の24.7%に比べ、4.2ポイント上昇していますが、実際の人数を示せば平成18年の17,810人に比べ平成26年は19,183人となり、この約10年で1,373人の増となっています。

地域経済に目を向けると、有効求人倍率が全国的に上昇傾向にあると発表されましたが、平成26年の状況は、国1.09倍、県0.91倍であるのに、秩父地域は0.86倍と低い数値を示しています。10年前の秩父地域の有効求人倍率0.97倍と比べても、秩父地域では、雇用情勢が上昇傾向であるとは判断できません。しかし、この10年間で最も雇用情勢の悪かった平成21年秩父地域の有効求人倍率が0.31倍であったことを考慮すると、現時点では上昇傾向と見込まれます。

³ 本文中の人口に関する数値については、原則として住民基本台帳人口を使用します。

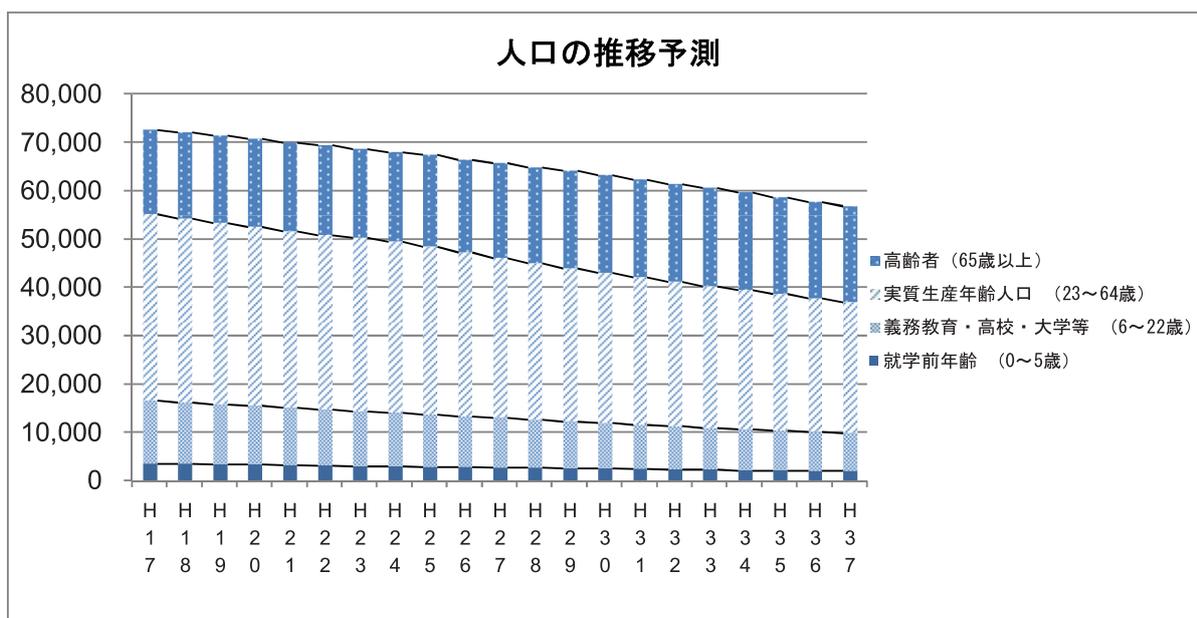
また、賃金（賃金構造基本統計調査より。）の面でも、国全体や埼玉県においては回復傾向であると言われてはいますが、秩父市においては景気の回復が実感できるとまでは言えない状況です。

5 将来人口推計

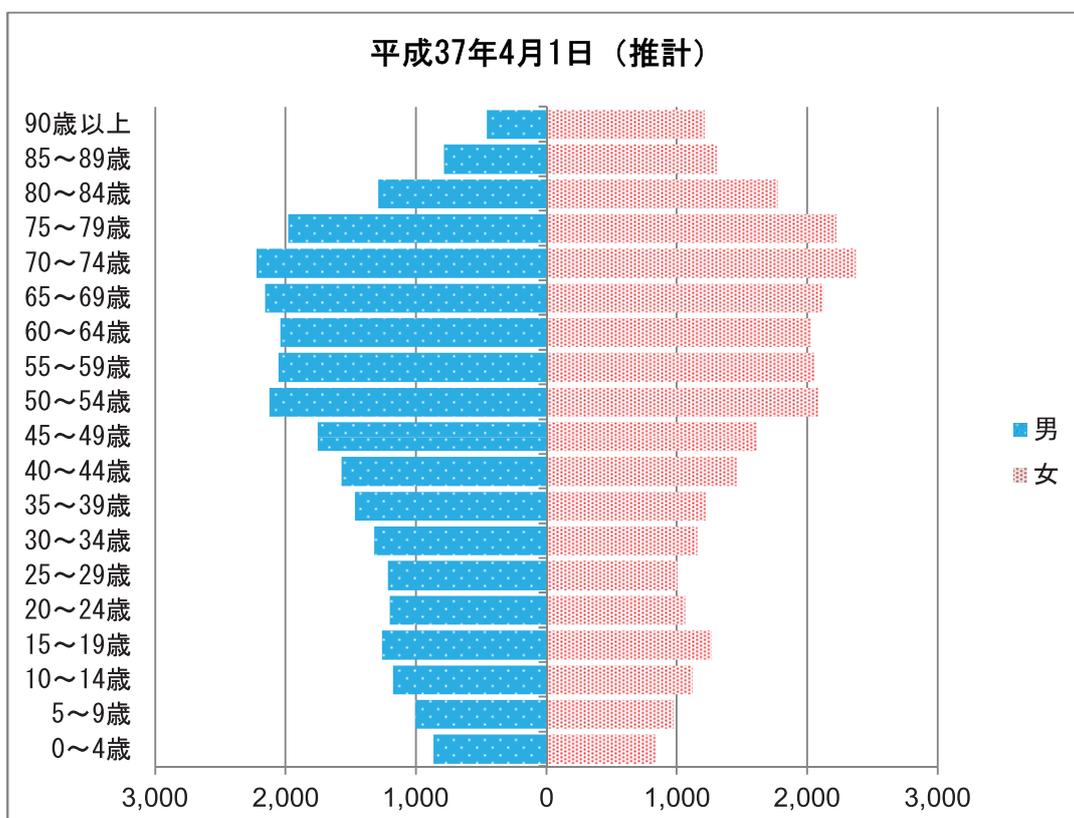
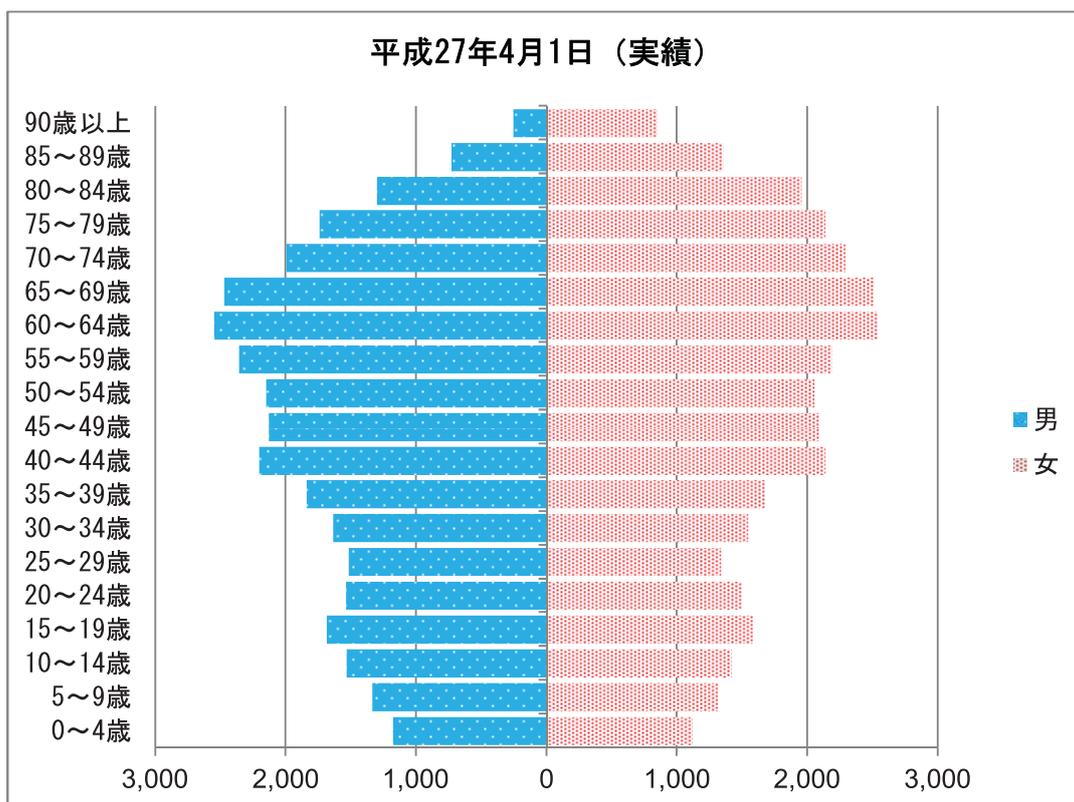
秩父市の人口は、平成17年の合併時の72,706人より減少が続いており、平成27年現在では65,741人となっています。これまでの人口変化をもとに、コーホート変化率法⁴により平成28年から37年までの10年間の人口を試算すると、平成37年には56,861人にまで減少することが見込まれます。

なお、この人口推計は現状の人口推移の延長上のものであり、これとは別に、地方版総合戦略で目指すべき長期人口ビジョンを設定します。

	実績値 ←										→ 推計値										
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
就学前年齢 (0～5歳)	3,624	3,539	3,432	3,396	3,295	3,200	3,099	3,004	2,959	2,864	2,806	2,721	2,669	2,605	2,520	2,435	2,335	2,265	2,199	2,136	2,073
義務教育・高校・大学等 (6～22歳)	12,974	12,706	12,458	12,144	11,844	11,627	11,361	11,080	10,847	10,514	10,262	9,973	9,643	9,386	9,156	8,894	8,701	8,476	8,258	8,046	7,834
うち小学生人口	4,302	4,167	4,072	3,969	3,803	3,718	3,599	3,510	3,450	3,356	3,283	3,202	3,105	3,015	2,925	2,870	2,813	2,727	2,674	2,609	2,525
うち中学生人口	2,365	2,367	2,286	2,203	2,171	2,125	2,067	1,961	1,898	1,847	1,807	1,780	1,732	1,685	1,655	1,611	1,581	1,531	1,477	1,418	1,379
うち高校生等人口	2,437	2,386	2,344	2,352	2,357	2,277	2,204	2,159	2,108	2,047	1,936	1,885	1,831	1,790	1,764	1,716	1,670	1,639	1,596	1,567	1,518
うち大学生等人口	3,870	3,786	3,756	3,620	3,513	3,507	3,491	3,450	3,391	3,264	3,236	3,106	2,976	2,895	2,813	2,697	2,637	2,579	2,510	2,452	2,413
実質生産年齢人口 (23～64歳)	38,568	38,038	37,462	36,981	36,465	36,098	35,904	35,467	34,743	33,924	33,076	32,412	31,743	31,129	30,460	29,924	29,319	28,765	28,200	27,635	27,048
うち23～59歳	33,804	33,689	33,183	32,366	31,671	30,896	30,248	29,697	29,212	28,529	27,987	27,471	27,015	26,497	25,977	25,473	25,029	24,516	24,038	23,492	24,919
うち60～64歳	4,764	4,349	4,279	4,615	4,794	5,202	5,656	5,770	5,531	5,395	5,089	4,941	4,728	4,632	4,483	4,451	4,290	4,249	4,161	4,143	2,128
前期高齢者 (65～74歳)	9,328	9,321	9,247	9,152	9,159	8,930	8,508	8,485	8,696	8,938	9,269	9,345	9,438	9,475	9,513	9,585	9,848	9,767	9,447	9,179	8,881
後期高齢者 (75歳以上)	8,212	8,489	8,827	9,103	9,307	9,624	9,829	10,006	10,206	10,245	10,328	10,467	10,661	10,685	10,738	10,647	10,375	10,384	10,624	10,802	11,025
合計	72,706	72,093	71,426	70,776	70,070	69,479	68,701	68,042	67,451	66,485	65,741	64,918	64,154	63,280	62,388	61,485	60,577	59,657	58,727	57,798	56,861



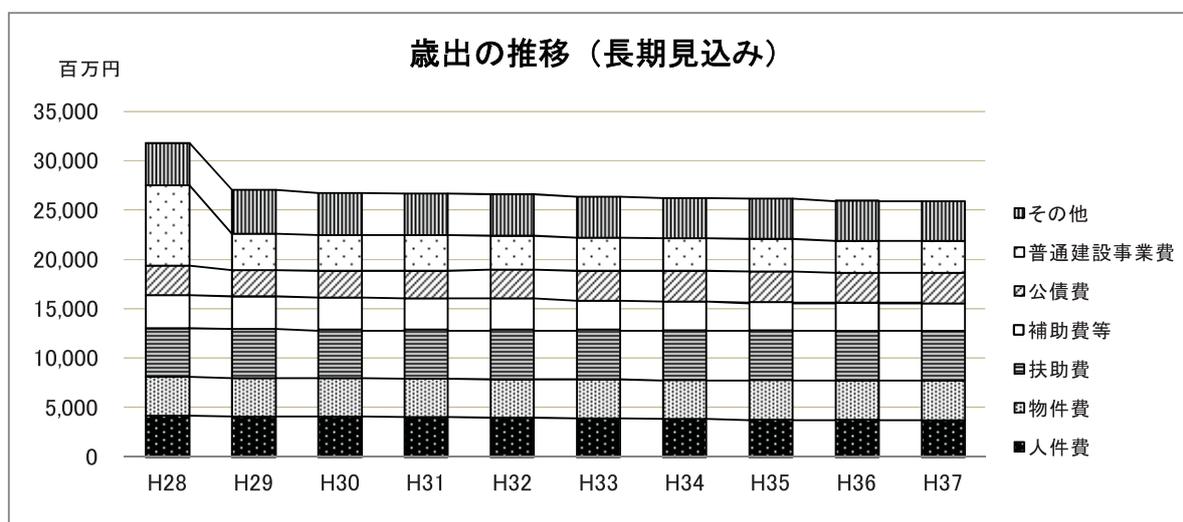
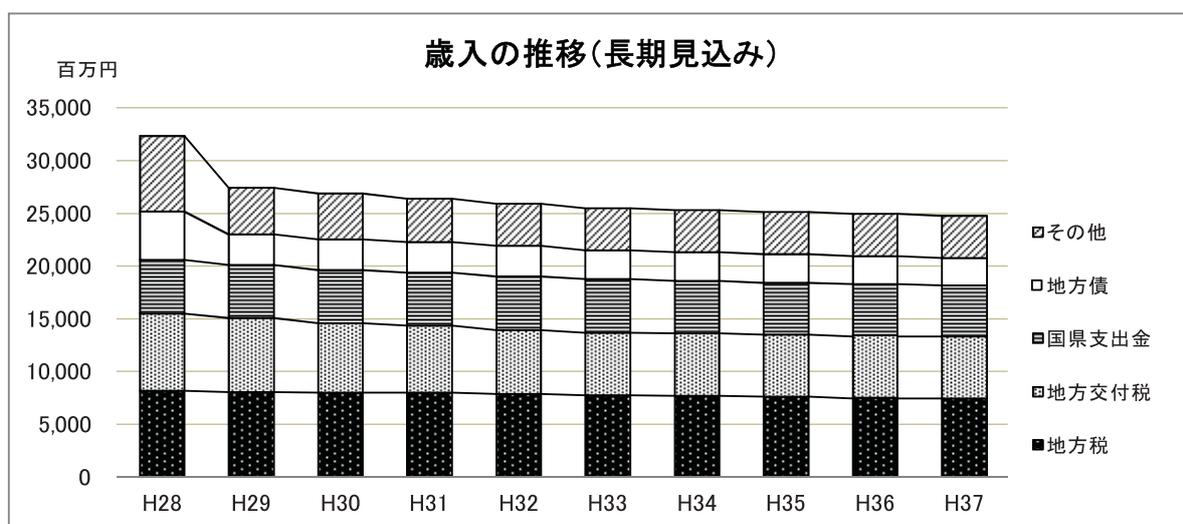
⁴ 「コーホート」とは、同じ年(期間)に生まれた人の集団のことをあらわします。「コーホート変化率法」とは、人口推計法のひとつで、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づいて推計する手法のことです。



6 将来財政予測

将来人口推計を基に試算すると、実質生産年齢人口の減少が影響し、市税収入は漸減していくと見込まれます。さらに、地方交付税が平成28年度から平成32年度まで段階的に縮減されるため、歳入全体の減少が見込まれます。

歳出については、全体的にわずかに減少していくと見込まれますが、今後は、老朽化したインフラ施設の更新経費が増加する見込みです。歳入が減少するのと比較して、歳出の減少ペースが鈍いため、将来的に形式収支が赤字になることが懸念されます。



7 秩父市まちづくり基本条例

市では、まちづくりを進めていく上での基本理念や基本原則を条例で定めており、「秩父市の憲法」的な位置付けとしています。この条例は、全28条を12の章に分けて構成されています。ここでは、条例の基本理念と基本原則を紹介します。

(1) 基本理念

- ・ 基本的人権の尊重、市民主体
- ・ 医療・福祉の充実
- ・ 子育て・教育の充実
- ・ 歴史・文化の保護
- ・ 自然環境の保全
- ・ 自然との共生、地域経済の活性化

(2) 基本原則

■ 情報共有の原則

まちづくりを進めるためには、市民と市の情報共有化は欠くことができません。市が、積極的に情報を公開し、市民と市がまちづくりに関して必要な情報を共有することが大切です。

■ 参画の原則

青少年や子どもも含めた市民は、まちづくりに関する市の施策に参画する権利があり、市は、この権利を保障します。

■ 協働の原則

これからのまちづくりには、市民と市が相互に関わりながらともに進めていく「協働」が必要であり、そのためには市民と市が信頼関係を深めていかななくてはなりません。

○ 秩父市まちづくり基本条例

平成 17 年 5 月 24 日制定
平成 23 年 3 月 18 日改正

条例第 266 号
条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 基本理念 (第 3 条)

第 3 章 まちづくりの基本原則 (第 4 条 - 第 6 条)

第 4 章 情報の共有 (第 7 条 - 第 10 条)

第 5 章 まちづくりへの参画 (第 11 条 - 第 13 条)

第 6 章 協働 (第 14 条 - 第 17 条)

第 7 章 市と市議会との役割と責務 (第 18 条 - 第 21 条)

第 8 章 財政 (第 22 条)

第 9 章 評価 (第 23 条)

第 10 章 住民投票 (第 24 条)

第11章 連携（第25条・第26条）

第12章 この条例の位置付け及び見直し（第27条・第28条）

附則

奥秩父に源を発する荒川の清流と緑豊かな秩父連山に囲まれた秩父市は、和銅の時代より多くの人々の努力が積み重ねられ、近年の織物業、セメント業の隆盛の上に発展し、さらに、先人の願いが祭や札所をはじめとする民俗行事・民間信仰を生み、多くの人々が訪れるまちとしても栄えてきました。

わたしたち市民は、歴史、経済、文化など先人の知恵と努力を誇りに思い、わたしたちを育ててきた豊かな自然環境を守り、市民が主体となった、持続可能な、明るく豊かに暮らせる活力のあるまちづくりを目指していきます。

そのためには、すべての市民が連携し、市民と市が情報を共有し、協働によるまちづくりを進めていかなければなりません。

わたしたち市民は、以上のような認識のもとに、責任ある発言と行動することを誓い、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民と市が協働したまちづくりの基本理念を示すことで、本市の自治の推進を図り、明るく豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 参画 まちづくりに関して、市が実施する施策や事業等の計画策定、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいう。
- (3) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき責務と役割を自覚し、目的の達成に向けて相互に助けあい、協力することをいう。
- (4) コミュニティ 自主性と責任を自覚した市民で構成される、地域社会の多様な集団及び組織をいう。
- (5) まちづくり 市民と市の協働により、明るく豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて行動することをいう。

（平23条例1・一部改正）

第2章 基本理念

（基本理念）

第3条 まちづくりは、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) すべての人の基本的人権が尊重され、市民が主体的に参画できるまちづくり
- (2) 健康で安全に、安心して暮らせる、助けあい思いやりのあるまちづくり
- (3) 郷土を担う子供たちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
- (4) 歴史・文化の息づく、感動のあるまちづくり
- (5) 豊かな自然環境を守り、未来へつなぐまちづくり
- (6) 地域をとりまく環境と共生した地域経済の発展による、活力のあるまちづくり

（平23条例1・一部改正）

第3章 まちづくりの基本原則

（情報共有の原則）

第4条 協働によるまちづくりは、市民と市が、まちづくりに関して必要な情報を共有することを基本とする。

(参画の原則)

第5条 市民は、まちづくりに関する施策に参画する権利を有し、市は、その権利を保障する。

(協働の原則)

第6条 市民と市は、相互理解と信頼関係を深め、協働してまちづくりを行うものとする。

(平23条例1・一部改正)

第4章 情報の共有

(情報共有のための責務及び権利)

第7条 市は、まちづくりに関する情報を市民に公開する責務を有する。

2 市民は、まちづくりに関する必要な情報の提供を受ける権利を有する。

3 市は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報保護をしなければならない。

(説明責任)

第8条 市は、まちづくりに関する主な施策の内容を市民に説明する責務を有する。

2 市は、前項に規定する説明の内容が、市民に理解されるよう努めなければならない。

(意見、提言等の反映)

第9条 市は、情報共有を進めるために、市民の意見、提言等を聴く機会を設けまちづくりに反映するよう努力し、その内容を公開しなければならない。

(平23条例1・一部改正)

(情報の収集及び管理)

第10条 市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに公開できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

第5章 まちづくりへの参画

(まちづくりへの参画)

第11条 市民は、それぞれの市民が持つまちづくりに対する考えを尊重し、まちづくりへの参画についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

2 市民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重されなければならない。

3 青少年及び子供は、それぞれ平等で自発的なまちづくりに参画する権利を有する。

(まちづくりにおける市民の責務)

第12条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(男女共同参画によるまちづくりの推進)

第13条 まちづくりへの市民参画は、両性の平等を基本とし、男女が共同で参画しなければならない。

第6章 協働

(平23条例1・全改)

(まちづくり計画の策定)

第14条 まちづくりの基本構想及びこれを具体的にするための計画その他まちづくりに関する計画(以下「まちづくり計画」と称する。)は、この条例の目的にのっとり、市民と市が協働して策定し、新たな課題に対応できるように継続的に検討が加えられなければならない。

(平23条例1・全改)

(市民参画の手続)

第15条 市は、まちづくり計画の策定において、市民に情報を提供し、最も効果的と認められる市民参画

の手續をとらなければならない。

2 前項の手續とは、次に掲げるものとする。

- (1) 審議会等の設置
- (2) 説明会の開催
- (3) 市民意識調査の実施
- (4) ワークショップの実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象事案に関し適切な方法

(平 23 条例 1・全改)

(審議会等への参加)

第 16 条 市は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

(平 23 条例 1・全改)

(コミュニティの役割と育成)

第 17 条 市民と市は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を尊重し、その活動を守り、育てるように努めなければならない。

(平 23 条例 1・全改)

第 7 章 市と市議会の役割と責務

(まちづくりにおける市長の責務)

第 18 条 市長は、市民の信託に応じてこの条例を遵守し、公正かつ誠実に職務に精励しなければならない。

- 2 市長は、全ての市民がまちづくりに参画する権利を保障し、参画する機会を確保するように努めなければならない。
- 3 市長は、まちづくりを推進するため、職員の人材育成と適正配置に努めなければならない。
- 4 市長は、市政運営にあたり、健全な財政運営に努めなければならない。
- 5 市長は、安全なまちづくりを推進するため、危機対応の体制を整備し、市民との連携を図らなければならない。

(平 23 条例 1・旧第 15 条繰下・一部改正)

(まちづくりにおける市議会の責務)

第 19 条 議会は、市民の信託に応じてこの条例を遵守し、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。

(平 23 条例 1・旧第 16 条繰下・一部改正)

(まちづくりにおける市職員の責務)

第 20 条 市職員は、市民全体の奉仕者であり、自らも市民の一員であることを自覚して、相互の信頼関係の向上に努めなければならない。

- 2 市職員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務の執行にあたり、まちづくりに必要な能力の開発及び向上に努めなければならない。

(平 23 条例 1・旧第 17 条繰下)

(組織)

第 21 条 市の組織は、市民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(平 23 条例 1・旧第 18 条繰下)

第 8 章 財政

(平 23 条例 1・旧第 9 章繰上)

(財政状況の公表)

第 22 条 市は、中長期的財政計画を策定し、市民に分かりやすい財務に関する資料を作成し、公表しなけ

ればならない。

第9章 評価

(平23条例1・旧第10章繰上)

(評価の実施)

第23条 市は、まちづくりに関する主な施策の成果を明らかにし、常に最もふさわしい方法で評価を行い、的確に、その結果をまちづくりに関する施策に反映させるよう努めなければならない。

第10章 住民投票

(平23条例1・旧第11章繰上)

(住民投票の実施)

第24条 市は、市にかかわる重要事項について、説明責任を果たしたのち、直接、市民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。

第11章 連携

(平23条例1・旧第12章繰上)

(市民以外の人々との連携)

第25条 市民及び市は、市民以外の人々にまちづくりの情報を発信し、積極的に交流を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するように努めるものとする。

(広域的な連携)

第26条 市は、国、県、他の市町村、その他の機関と連携し、さらに国際交流を図りながら、よりよいまちづくりを推進していくよう努めるものとする。

第12章 この条例の位置付け及び見直し

(平23条例1・旧第13章繰上)

(この条例の位置付け)

第27条 この条例は、市のまちづくりの基本を定めた条例であり、他の条例、規則その他の規程を制定する場合は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、すでに制定された条例、規則その他の規程に関しても、この条例との整合性が確保されるよう努めなければならない。

(この条例の見直し)

第28条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、これを見直し、必要な措置を講ずるものとする。

2 この条例を見直しする場合、市民は、これに参画する権利を有し、市は、この権利を保障する責務を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

8 市民満足度調査⁵

市では、市の取組項目について、「住民の皆さんがどの程度満足を感じているか」、「何を重要と感じているか」を把握するため郵送によるアンケート調査を平成21年度から実施してきました。次の調査結果は、平成27年2月～3月にかけて住民の皆さんに対して行われたアンケート調査の回答をもとに作成しました。

(1) 結果のポイント

市民満足度の高い項目は、「汚水処理施設の整備」「市民の健康支援」「ごみ対策・衛生対策の推進」です。反対に、市民満足度の低い項目は、「企業立地」「雇用」などの地域経済・労働分野と「市立病院の充実」です。

住民の皆さんが、重要度が高いと考えている項目は、「市立病院の充実」「雇用の促進」「子育て支援の充実」などがあり、重要度が高いにもかかわらず満足度の低い項目は、「雇用の促進」を筆頭に地域経済に関連する項目と「市立病院の充実」となっています。これらについては、今後市が重点的に取り組むべきと考えられる項目です。

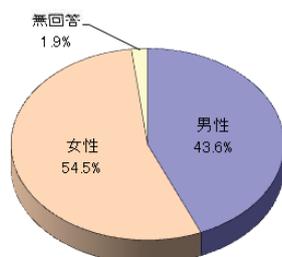
(2) 調査票回答数・回答率

毎年、住民2,000名を対象にアンケートを送付しています。毎回50%を超える回答率でご協力いただいています。

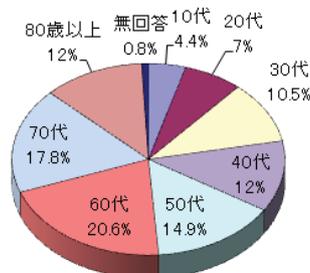
調査時期 平成27年2月～3月

配布数	2,000件	※
回答数	1,025件	
回答率	51.25%	

※満16歳以上の住民の皆さんから無作為抽出



〔内訳（性別）〕



〔内訳（年齢）〕

⁵ 市民満足度調査は、既に行った調査名称のため『市民』という言葉を使っています。

(3) 取組項目と重要度・満足度の評価点

市の取組項目(質問項目)			19	生活困窮者への支援	29	企業立地の促進		
1	森林の保全と活用	10	10	汚水処理施設の整備	20	高齢者福祉の充実	30	商工業事業者への支援
2	河川の保全	11	11	情報通信網の整備	21	障がい者(児)福祉の充実	31	中心市街地の活性化
3	ごみ対策の推進	12	12	防災力の強化	22	観光誘客の推進	32	農林水産業の育成支援
4	公害対策の推進	13	13	防犯対策の強化	23	交流活動の促進	33	子育て支援の充実
5	衛生対策の推進	14	14	消費者行政の充実	24	伝統文化の支援	34	家庭・地域の教育力の向上
6	環境保全意識の育成	15	15	市民の健康支援	25	歴史的資源の活用	35	学校教育の充実
7	道路交通網の整備	16	16	スポーツの振興	26	芸術文化の振興	36	生涯学習の充実
8	まちなみ・公園の整備	17	17	市立病院の充実	27	労働環境の改善支援	37	市民参加の推進
9	上水道の整備	18	18	国民健康保険の運営	28	雇用の促進	38	行財政改革の推進

1～6「環境」分野、7～14「安全・快適」分野、15～21「健康・福祉」分野、22～26「観光・歴史・文化」分野、
27～32「商工業・農林水産業」分野、33～36「教育・子育て」分野、37～38「市民参加・行財政改革」分野

上記、市の取組項目ごとの「重要度⁶」「満足度⁷」について、回答いただきました。

重要度**満足度**

順位	取組項目	ポイント	順位	取組項目	ポイント
1	市立病院の充実	5.54	1	汚水処理施設の整備	4.02
2	雇用の促進	5.53	2	市民の健康支援	4.00
3	子育て支援の充実	5.38	3	ごみ対策の推進	3.99
4	防災力の強化	5.37		衛生対策の推進	3.99
5	学校教育の充実	5.36	5	伝統文化の支援	3.94
6	上水道の整備	5.33	6	スポーツの振興	3.93
7	防犯対策の強化	5.32	7	芸術文化の振興	3.90
8	ごみ対策の推進	5.31	8	公害対策の推進	3.89
	企業立地の促進	5.31	9	防災力の強化	3.88
10	高齢者福祉の充実	5.26	10	上水道の整備	3.87
11	労働環境の改善支援	5.25	11	交流活動の促進	3.86
12	汚水処理施設の整備	5.23	12	情報通信網の整備	3.84
13	道路交通網の整備	5.20		歴史的資源の活用	3.84
14	国民健康保険の運営	5.19	14	観光誘客の推進	3.82
15	家庭・地域の教育力の向上	5.17	15	防犯対策の強化	3.79
16	衛生対策の推進	5.13		生涯学習の充実	3.79
17	障がい者(児)福祉の充実	5.11	17	国民健康保険の運営	3.74
18	河川の保全	5.09	18	環境保全意識の育成	3.73
	環境保全意識の育成	5.09	19	まちなみ・公園の整備	3.71
20	公害対策の推進	5.06		学校教育の充実	3.71

⁶ 市全体のことを考えて、今後、市が取り組むことがどのくらい重要だと思うかの度合いです。

⁷ 日常生活場面を思い出して、現状の市の取組状況に、どの程度満足しているかの度合いです。

21	中心市街地の活性化	5.02	21	河川の保全	3.69
22	観光誘客の推進	4.98		市民参加の推進	3.69
23	情報通信網の整備	4.97	23	子育て支援の充実	3.68
24	森林の保全と活用	4.95	24	障がい者(児)福祉の充実	3.67
25	生涯学習の充実	4.93	25	家庭・地域の教育力の向上	3.66
26	行財政改革の推進	4.91	26	生活困窮者への支援	3.64
27	農林水産業の育成支援	4.90	27	森林の保全と活用	3.63
28	商工業事業者への支援	4.89	28	消費者行政の充実	3.62
29	消費者行政の充実	4.88	29	高齢者福祉の充実	3.61
30	市民の健康支援	4.84	30	道路交通網の整備	3.54
31	伝統文化の支援	4.74	31	行財政改革の推進	3.47
32	生活困窮者への支援	4.70	32	商工業事業者への支援	3.38
33	まちなみ・公園の整備	4.65	33	労働環境の改善支援	3.32
34	歴史的資源の活用	4.64	34	農林水産業の育成支援	3.31
35	市民参加の推進	4.61	35	中心市街地の活性化	3.24
36	芸術文化の振興	4.45	36	市立病院の充実	3.20
37	交流活動の促進	4.40	37	雇用の促進	3.03
38	スポーツの振興	4.31	38	企業立地の促進	3.02

(4) 重要度・満足度の取組項目の時系列変化

重要度の上位・下位5項目をみると、企業立地の促進、道路交通網の整備を除き、順位は異なっていますが、項目は同じ結果となっています。

満足度については昨年1位であった「上水道の整備」に対する評価点が大きく低下しています。下位5項目をみるとほぼ同じ項目となっています。

順位	重要度				順位	満足度			
	平成26年度		平成25年度			平成26年度		平成25年度	
	取組項目		取組項目			取組項目		取組項目	
1	市立病院の充実	5.54	市立病院の充実	5.50	1	汚水処理施設の整備	4.02	上水道の整備	4.17
2	雇用の促進	5.53	雇用の促進	5.49	2	市民の健康支援	4.00	汚水処理施設の整備	4.10
3	子育て支援の充実	5.38	防災力の強化	5.34	3	ごみ対策の推進 衛生対策の推進	3.99	ごみ対策の推進	4.09
4	防災力の強化	5.37	企業立地の促進	5.30	4			市民の健康支援	4.08
5	学校教育の充実	5.36	子育て支援の充実 道路交通網の整備 学校教育の充実	5.29	5	伝統文化の支援	3.94	スポーツの振興	4.00
34	歴史的資源の活用	4.64	歴史的資源の活用	4.54	34	農林水産業の育成支援	3.31	労働環境の改善支援	3.33
35	市民参加の推進	4.61	市民参加の推進	4.53	35	中心市街地の活性化	3.24	中心市街地の活性化	3.27
36	芸術文化の振興	4.45	芸術文化の振興	4.43	36	市立病院の充実	3.20	市立病院の充実	3.22
37	交流活動の促進	4.40	スポーツの振興	4.31	37	雇用の促進	3.03	企業立地の促進	3.08
38	スポーツの振興	4.31	交流活動の促進	4.26	38	企業立地の促進	3.02	雇用の促進	3.07

(5) 重要度・満足度のクロス分析

重要度の評価ポイントを横軸、満足度の評価ポイントを縦軸にとり、市の取組項目のクロス分析を行いました。みなさんに判断していただいた重要度・満足度の高低により、右の図のように平均値で4つのゾーンに区分し、住民意識の傾向と今後の施策の取組について整理しました。4つのゾーンのそれぞれの考え方は次のとおりです。

② 満足度 高 重要度 低	① 満足度 高 重要度 高
③ 満足度 低 重要度 低	④ 満足度 低 重要度 高

①満足度 **高** 重要度 **高**

住民の満足度を維持しながら、より効率的な事務事業の執行が求められる施策

②満足度 **高** 重要度 **低**

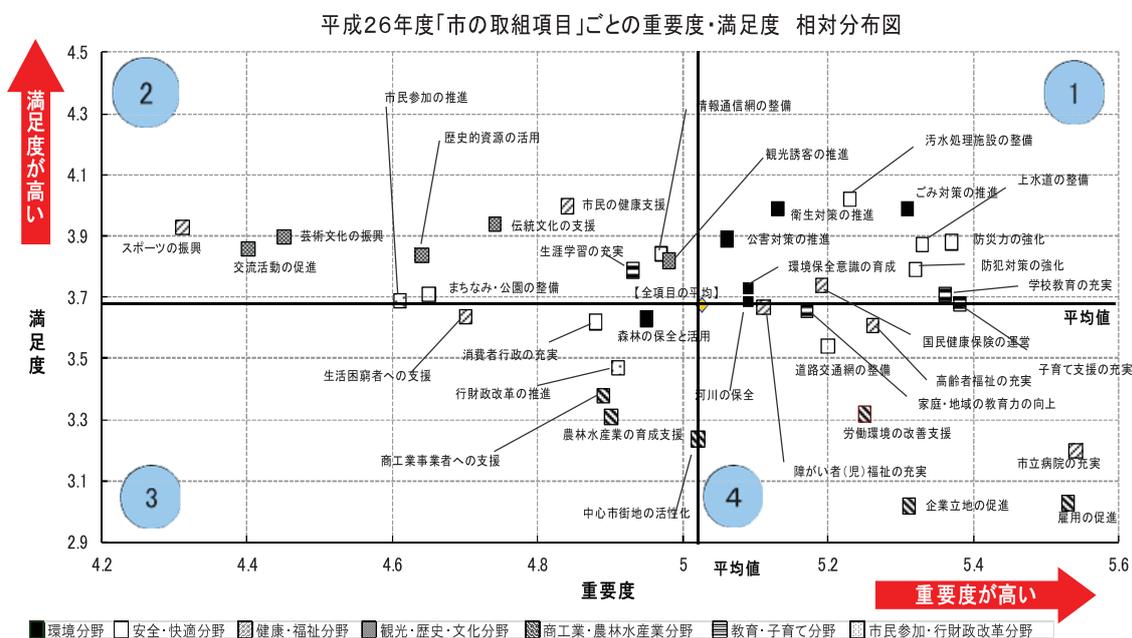
住民の重要度を踏まえた満足度の確保に向けて、事務事業の改善（費用対効果の見直しなど）が求められる施策

③満足度 **低** 重要度 **低**

住民の重要度、満足度を踏まえて、事務事業の充実や施策の見直しが求められる施策

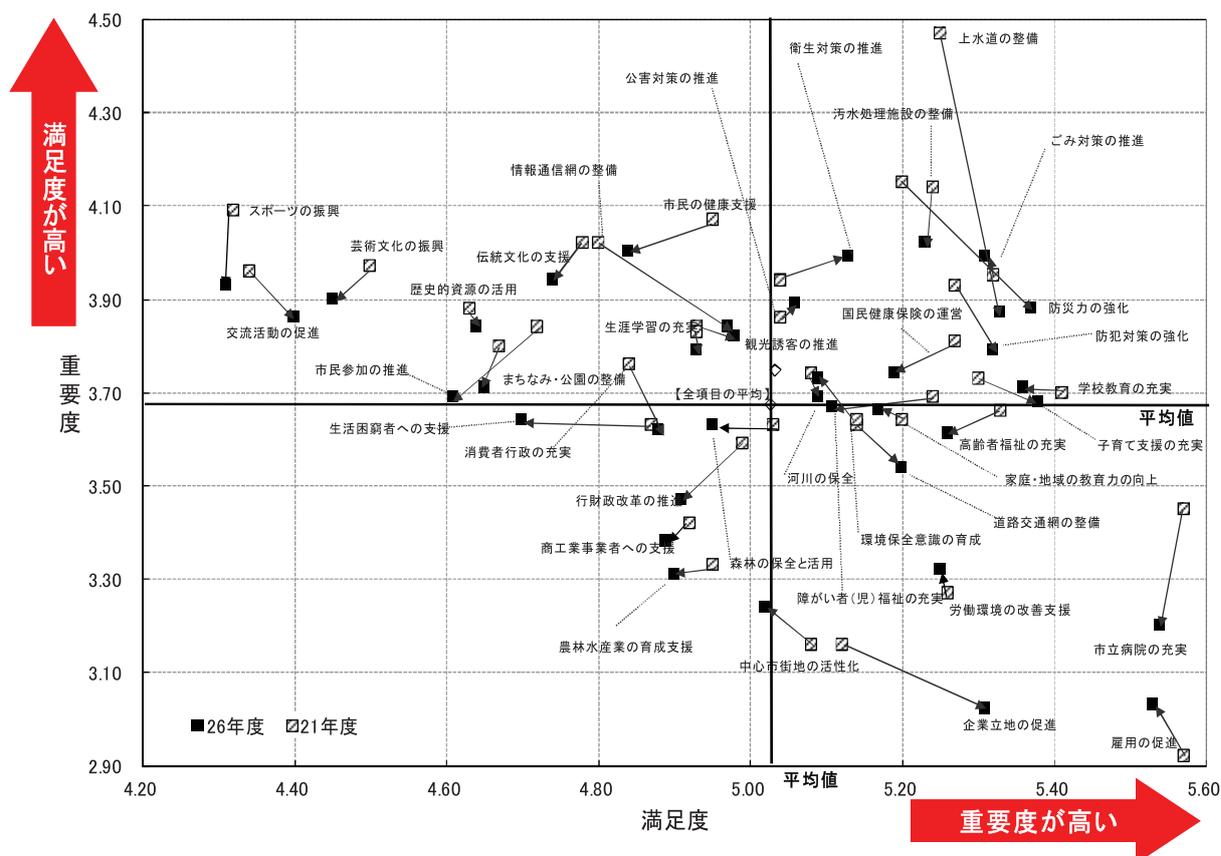
④満足度 **低** 重要度 **高**

住民の満足度を高めるため、重点的な取組が求められる施策



このクロス分析から、重要度が高く、満足度の低い重点課題（上記④のゾーン）に該当した「雇用の促進」「市立病院の充実」「企業立地の促進」は、満足度の向上につながるよう、今後も重点的に取り組む必要があります。

このクロス分析を平成21年度の調査と比較すると下記のとおりとなります。



この結果から、満足度が大きく下がっている項目は「上水道の整備」、「防災力の強化」、「市立病院の充実」などがあります。一方、重要度が大きく高くなっている項目は「防災力の強化」「企業立地の促進」、「情報通信網の整備」などがあげられます。「企業立地の促進」は依然として満足度が低い状況にあり、いっそうの努力をしなければなりません。さらに、「市立病院の充実」については、住民の重要度が最も高いことから、満足度の向上に努める必要があります。

(6) 調査結果の活用について

クロス分析の結果については、各取組項目が相対分布図のどの位置にあるのかを参考とし、今後の施策の展開に活用しています。また、自由記述欄に記入された要望・意見については、すべて担当に伝え、施策検討の際の参考にしています。